第九条中「有価証券の募集」を「当該外国特定有価証券の募集」に、「第六項（これらの規定を」を「同条第六項（」に、「又は外国会社届出書」を「、外国会社届出書又は募集事項等記載書面（これらの訂正に係る書類を含む。）」に改め、「（第十七条第一項第三号において「代理人」という。）」を削り、同条に次の一項を加える。

2　外国特定有価証券の発行者は、当該外国特定有価証券の募集又は売出しに関し、発行登録書又は発行登録追補書類（これらに係る訂正発行登録書を含む。）を提出する場合には、本邦内に住所を有する者であって、当該発行登録書又は当該発行登録追補書類の提出に関する一切の行為につき、当該発行者を代理する権限を有するものを定めなければならない。

第十条第一項中「）の本店」の下に「又は主たる事務所」を加え、「、住所」を「住所とし、原委託者が外国の者である場合にあっては前条第一項の規定により当該原委託者を代理する権限を有する者の住所とする。」に、「受託者の本店の所在地」を「受託者の本店又は主たる事務所の所在地（受託者が外国の者である場合には、前条第一項の規定により当該受託者を代理する権限を有する者の住所）」に、「以下「受託者管轄財務局等」」を「第二十二条第一項、第二十八条第一項及び第二十九条第二項において「受託者管轄財務局等」」に改め、「（金融庁長官による法第九条第一項若しくは第十条第一項（これらの規定を法第二十四条の二第一項若しくは第二十四条の五第五項において準用し、又はこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出書若しくは訂正報告書又は法第二十三条の九第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）若しくは第二十三条の十第一項（同条第五項において準用し、又はこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正発行登録書の提出の命令に応じてこれらの書類を提出する場合は、金融庁長官。第十八条、第十八条の五、第十八条の六、第十八条の八第一項、第二十四条第一項、第二十四条の二第一項、第二十七条の四第一項及び第三十条を除き、以下同じ。）」を削り、同項第十五号及び第十六号中「有価証券の」を「特定有価証券の」に改め、同条第二項中「第十四条第二項第二号ハ及び」を「第十四条第二項第二号ハ又は」に、「第三十一条第二項」を「第三十一条第二項」に、「信託行為」を「信託」に改める。

第十一条中「（法第二十七条において準用する場合を含む」の下に「。以下この条において同じ」を加え、「同項ただし書並びに」を「法第五条第五項において準用する同条第一項ただし書、」に改め、「事項は、」の下に「当該各号に掲げる場合の区分に応じ」を加え、同条第一号中「投資法人債券の性質を有する」を「投資法人債券に類する」に、「有価証券（」を「優先出資証券（」に、「）及び」を「）、新優先出資引受権証券及び」に、「場合　次に掲げる事項」に改め、同号チ中「若しくは投資法人債」を「（投資信託及び投資法人に関する法律第百三十九条の八に規定する投資法人債管理者をいう。以下同じ。）若しくは投資法人債（同法第二条第十九項に規定する投資法人債をいう。以下同じ。）」に改め、「特定社債管理者」の下に「（資産流動化法第百二十六条に規定する特定社債管理者をいう。以下同じ。）」を、「若しくは特定社債」の下に「（資産流動化法第二条第七項に規定する特定社債をいう。以下同じ。）」を加え、「この号」を「この条」に改め、同条第一号の二中「第二条第一項第八号又は」を「第二条第一項」に、「有価証券」を「株券又は特定優先出資証券」に、「場合」を「場合　次に掲げる事項」に改め、同号中ホをヘとし、ロからニまでをハからホまでとし、イの次に次のように加える。

ロ　資本組入額

第十一条第一号の三中「内国投資証券（」の下に「新投資口予約権証券及び」を加え、「。次号において同じ」を削り、「外国投資証券（」の下に「外国新投資口予約権証券及び」を加え、「場合」を「場合　次に掲げる事項」に改め、同号の次に次の二号を加える。

一の四　新投資口予約権証券等につき、当該新投資口予約権証券等に表示された権利（以下この号において「新投資口予約権等」という。）の行使により取得される有価証券（以下この号において「投資証券等」という。）の発行価格又は当該新投資口予約権証券等の発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合　次に掲げる事項

イ　発行価格

ロ　申込証拠金

ハ　申込取扱場所

ニ　引受人（元引受契約を締結する金融商品取引業者のうち主たるものを除く。）の氏名又は名称及びその住所

ホ　引受新投資口予約権等数及び引受けの条件

ヘ　新投資口予約権等の行使に際して払い込むべき金額

ト　新投資口予約権等の行使により投資証券等を発行する場合における当該投資証券等の発行価格

チ　新投資口予約権等の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所

一の五　新優先出資引受権付特定社債券等につき、当該新優先出資引受権付特定社債券等に付与された権利（以下この号において「新優先出資引受権等」という。）の行使により取得される特定優先出資証券等（特定優先出資証券又は法第二条第一項第九号に掲げる株券（同項第十七号に掲げる有価証券であってこれらの有価証券の性質を有するものを含む。）をいう。以下この号において「特定優先出資証券等」という。）の発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合　次に掲げる事項

イ　発行価格

ロ　利率

ハ　申込証拠金

ニ　申込取扱場所

ホ　利息の支払場所

ヘ　新優先出資引受権等の行使に際して払い込むべき金額

ト　新優先出資引受権等の行使により特定優先出資証券等を発行する場合における当該特定優先出資証券等の発行価格

チ　新優先出資引受権等の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所

リ　引受人（元引受契約を締結する金融商品取引業者のうち主たるものを除く。）の氏名又は名称及びその住所

ヌ　引受金額及び引受けの条件

ル　投資法人債管理者等の名称及びその住所

ヲ　投資法人債券等の委託の条件

第十一条第二号中「内国投資証券」の下に「（投資法人債券を除く。）」を、「外国投資証券」の下に「（外国投資法人債券を除く。）」を加え、「場合　次に掲げる事項」に改め、同条第三号中「第一号から前号まで」を「前各号」に、「がある場合　次に掲げる事項」に改める。

第十一条の二第一項中「この条」の下に「及び第十二条第一項第二号」を加え、同条第二項中「特定有価証券の発行者が」及び「様式により作成し、関東財務局長に提出した」を削り、同項第一号中「第七号の三様式」の下に「により作成し、関東財務局長に提出した有価証券報告書」を加え、同項第二号中「第八号様式」の下に「により作成し、関東財務局長に提出した有価証券報告書」を加え、同項第二号の二中「外国会社報告書」を「法第二十四条第八項の規定により関東財務局長に提出した外国会社報告書」に改め、同項第三号中「第八号の二様式」の下に「により作成し、関東財務局長に提出した有価証券報告書」を加え、同項第四号中「第八号の三様式」の下に「により作成し、関東財務局長に提出した有価証券報告書」を加え、同項第五号中「外国会社報告書」を「法第二十四条第八項の規定により関東財務局長に提出した外国会社報告書」に改め、同項に次の二号を加える。

六　特定有価証券信託受益証券（前各号に掲げる特定有価証券を受託有価証券とするものに限る。次項第五号において同じ。）　当該特定有価証券信託受益証券に係る受託有価証券につき、前各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ当該各号に定める様式により作成し、関東財務局長に提出した有価証券報告書